

## ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会(改正案) 設置要領

### 1. 名称

本会は「ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会」(以下、「本勉強会」という。)と称する。

### 2. 目的

我が国では、高齢化が急速に進み、今後大幅な人口減少や少子化が見込まれる中、すべての人々が社会参画し、個性と能力を発揮し、自己実現を図っていけるような「ユニバーサル社会」の実現は国民共通の課題となっている。

国土交通省では、ICT 等を積極的に活用し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できる環境をソフト施策の面から構築することを目的としたモビリティサポートサービスの普及・展開に向け、歩行者の移動支援に資する環境整備を推進している。また、**本年平成22年**5月に策定された国土交通省成長戦略において、劇的發展を遂げている最新の ICT をとりこむとの視点に立ち、「ICT を積極的に活用しながら、社会的弱者に向けて、その身体状態にあった情報提供、移動支援を行える環境の整備を促進」することとされている。

本勉強会では、国土交通大臣政務官主宰の下、ICT 等を活用した歩行者の移動支援に関する技術的、制度的な課題を分析し、成長戦略の具現化に向けた取組に必要なとなる助言、提言を行うことを目的とする。

### 3. 検討内容

- 1) 歩行者の移動支援施策に関する技術的検討
- 2) 国土交通省成長戦略における歩行者移動支援の具現化
- 3) 移動支援技術の標準化
- 4) 関連する制度等の整備に向けた検討

### 4. 組織

- 1) 本勉強会は、主宰者のもと、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2) 本勉強会に座長を置く。
- 3) 座長は、本勉強会を総括する。
- 4) 座長が不測の事態等による座長の役を遂行できない場合は、座長又は事務局が指名した委員が、その職務を代行する。

### 5. 会議の開催

- 1) 本勉強会は、座長が議長を務める。
- 2) 審議に際し、座長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

## 6. 事務局

1) 本勉強会の事務局は、国土交通省政策統括官 ~~付参事官室~~の下に置く。

## 7. その他

1) 本勉強会の運営に関する必要事項でこの要領に定めのないものは、委員又は事務局が本勉強会に諮って定める。

## 8. 附則

1) 本要領は、~~平成22年9月16日~~平成24年10月30日より適用する。

ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会  
委員名簿

岩下 恭士 毎日新聞デジタルメディア局ユニバーサロン編集長

碓井 照子 奈良大学文学部地理学科教授

後藤 省二 三鷹市企画部地域情報化担当部長

○ 坂村 健 東京大学大学院情報学環教授

立松 英子 東京福祉大学社会福祉学部教授

○:座長  
(敬称略、五十音順)